

えっ!? 事務所でマイナンバー入力するんですか？

マイナンバーは会計事務所で管理しない

ある日、税理士の会合での出来事。ざわつく会場である人がふと発した「マイナンバーを事務所で入力しようとしている先生がいてビックリしました」という言葉に会場は静まり返った。マイナンバーを事務所で管理しなければならないという固定観念にとらわれている税理士は未だに多い。今回はマイナンバーの『運用』をレポートしてみた。

INDEX

マイナンバー管理アドバイザーが人気 … 2面
介護特化の支援企業に熱視線…………… 3面
士業から注目される「チャットワーク」 …… 4面
顧客紹介ビジネスの最前線…………… 5面
「調査」と「行政指導」の違い…………… 6面
「家族信託実務ガイド」創刊…………… 7面
「レオパレス21」と提携した税理士組織 … 8面

再点検!! マイナンバーの「管理」と「運用」

今年からマイナンバーの利用が始まっている。マイナンバーについては、昨年から新聞や雑誌に掲載され、セミナーなども行われているため、事業者として情報を漏洩したら罰則があることや、きちんと保管しなければならないといった基本的なことは御存知の通り。

しかしマイナンバーを具体的にどう利用するのか、実務はどうしたらよいのかという事は未だに見当もつかないという税理士が多いのが実状だ。

語弊があるかもしれないが、一般的な会社の場合にはマイナンバーが少し雑に取り扱われたとしても大した問題にはならない。しかし税理士事務所の場合、大きな信用問題に関わってくる。この事務所はマイナンバーの管理がずさんだから、私の所得がバレてしまうかもしれないと疑心暗鬼にかられる経営者もいる。場合によっては事務所の存続が危うくなる場合もある。

【何をする時にマイナンバーが必要なのか】

マイナンバーを保管するために頑丈な金庫を買った、という話をよく聞くが、これはマイナンバーは保管するものではなく運用するものという認識の薄さからではないだろうか。マイナンバーの運用とは、「何と紐付けるか」という事だ。今、様々な利用方法が模索されているが、今のところ税理士事務所として考慮すべきものは「社会保険」「年末調整」「確定申告」のような税金や社会保険に関するもの。

【実は事務所が決める事はひとつだけ】

マイナンバーの管理、運用には様々な方法がある。しかし税理士事務所が決めることは次の3つから選択することだけだ。

- 1. 顧問先が「管理」し、事務所で「入力」する
 - 2. 事務所で「管理」「入力」する
 - 3. 従業員本人が「入力」し、顧問先が「管理」する。事務所では何もしない
- どれを選択するかは、事務所の考え方や利用するシステムによって異なる。

会計事務所から見たマイナンバー管理方法の比較

主 体		顧問先が書面で管理する場合	会計事務所がパソコンで管理する場合	クラウドで管理する場合
		顧問先	会計事務所	本人
収 集	顧問先とのやり取り	△指導が必要	×やり取りが煩雑	○従業員本人がオンライン登録
	収集手順	△確認書類を厳封して提出	×全従業員の確認書類を書留で郵送が必要	○従業員に一斉メールで登録を依頼
	確認手順	△番号確認や本人確認の方法	×内容を確認し、不備があれば再提出を要請	△顧問先管理者が画面上で内容確認
	メンテナンス	△従業員や家族の異動を漏れなく反映	×従業員や家族の異動を漏れなく確認	○従業員本人が修正
	PC作業	○無し	×入力作業負荷が著しく大きい	○従業員本人が登録・修正
保 管	保管方法	△指導が必要	△厳重な管理を職員に徹底させる	○堅牢なクラウド環境で安全に保管
	保管場所	△鍵のかかる書庫などの用意	△鍵のかかる書庫などの用意	○不要
	取り扱い	△閲覧権限の徹底など	△閲覧権限の徹底など	△閲覧権限の徹底など
	盗難防止	○無し	×データを保管したパソコンの盗難防止対策	○パソコンには個人番号が残らない
利 用	扶養の変更等	△変更届の徹底	×煩雑かつ慎重な事務処理が必要	○従業員本人が登録・修正
	個人番号の記載	×届出書類等の作成後、個人番号を記載	△(給与・年末調整が同一メーカーなら○)	△(給与・年末調整が同一メーカーなら○)
	リスク	×届出書類等へは手作業で転記が必要	×顧問先の連絡遅滞、記載ミス、情報漏えい	△権限の与えられたユーザの操作が必須
	月間作業	△扶養に変更があった時	○特に無し	○特に無し
	年度作業	○適宜行っていれば特に無し	×大量な作業	○特に無し
廃 棄	廃棄作業	○特に無し	×やり取りが煩雑	○特に無し
	廃棄タイミング	△退職後も一定期間は個人番号の保持が必要	△顧問先からきちんと連絡があれば問題なし	○退職者などには廃棄予定日を設定

※会計事務所にとって楽な事を「○」、面倒な事を「×」、どちらとも言えないを「△」とした。



【マイナンバーは管理しないが正解】

上記の表のように、マイナンバーは事務所では管理せずに、従業員本人に管理してもらうのが一番楽といえる。マイナンバーを事務所で管理する場合の作業量は膨大だ。顧問先100件、社員数平均10名、扶養は奥さんと子供二人の場合でも4千人※の入力、管理をしなければならない。社員数の多い会社や入退者の多い会社の顧問をしている場合、さらに仕事は増加する。(※顧問先100件×社員10人×扶養含む4名＝4,000人)

また、マイナンバーの一番厄介なのは社員や扶養の変更が伴うことだ。従業員の入社、退社、結婚、離婚、出産、扶養者の死亡、変更が顧問先から逐次きて、それをいちいち事務所で入力、訂正するのは大変面倒な事であり、しかもデータ漏洩が起きた場合、管理者には法的な罰則があるというのも嫌な話。

【マイナンバーはクラウド（インターネット）で登録してもいい】

従業員が自分自身で、スマホやパソコンから登録・管理してもらうクラウドシステム（インターネットを使ったマイナンバー管理）なら、事務所はメーカーにもよるが基本的にマイナンバーを入力する需要が無い。変更があった場合には従業員自身に追加、訂正をしてもらうため顧問先としても面倒がない。

【各メーカーによって異なる対応】

各メーカーの対応も様々だ。マイナンバーは事務所ですべきとして、マイナンバーシステムを無料にしている会社や、フリーウェイジャパンのようにマイナンバーを利用する会計事務所には年末調整システムを無料にしている会社もある。NTTデータのように、扶養者のみ事務所で登録するという半自動のシステムを提供している会社もある。

【独自の視点で自由に選択する】

税理士事務所にとってマイナンバーは、会計システムのように事務所の運営や顧問先の自計化を左右するものと異なり、年末調整や給与計算だけを考えれば良いのが救いといえる。会計や税務は今までどおり、マイナンバーは違うメーカーという選択肢もある。まだ先の話と思っていると、あつと言いつきに年末になる。マイナンバーであたふたしないように、今のうちに事務所としての方針を決めておくことが重要ではないだろうか。